

令和2年度 第3回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時 : 令和3年1月6日(水) 午前10時から正午まで
場 所 : 宮城県行政庁舎11階 第二会議室
出席者 : 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただ今から、令和2年度第3回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。

本日のご出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、江成委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

イ 【変更】スーパーセンタートラスト岩出山店(法第6条第2項)

江成委員長

傍聴の方はいらっしゃらないですね。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の(1)大規模小売店舗立地法に基づく届出状況につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

※届出状況

資料1・資料1-Aに基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ご説明にもありましたように、前回の委員会以降、新設の届出が1件ございました。変更の届出であるスーパーセンタートラスト岩出山店について、次回以降に審議を行うか、もしくは省略するか決めたいと思います。変更の届出は、審議区分上は報告事項ですが、ご意見がありましたらお願いします。

蒔苗委員

従業員用駐車場は、現状が40台で、変更後が81台ということですので、増えるということですね。

事務局

はい。店舗前面の駐車場は226台分あり、届出台数145台を除いた81台分が従業員用駐車場となります。

蒔苗委員

従業員用としての台数は増えるが、来客と共用で使えるということでよいのですね。

事務局

はい。

小林委員

駐輪場についてですが、変更後の位置が出入口②の近くではなく、図面の中央より左側になっているのは、なにか理由があるのでしょうか。

敷地外から入る際、出入口①か出入口②から入店することになると思うので、入口の近くのほうが良いのかなと思いました。

また、残っている駐輪場の区画については、売場や物置としないようになにか対策をすることでしょうか。

事務局

この位置に設定した理由については設置者に確認したいと思います。

駐輪場減少後は、店舗前面を外売場として利用する可能性もあると思います。

小林委員

外売場として利用する場合、売り場面積が増えることになるので、図面から確認できるようなどの部分が売場になるのかななどを示していただいたほうが良いのではないのでしょうか。

事務局

はい。図面に詳細を記載していただき、確認したいと思います。

小林委員

資料の10ページの「交通への支障を回避するための方策等」について、交通誘導員の配置のところに新規開店時という記載がありますが、新規開店の店舗ではないので、お盆や年末年始等のほうが適切かと思います。

また、誘導案内による対策についても、設置を適切に行いますと記載がありますが、今回路面標示や誘導標識の変更はないとのことでしたので、文言を変えて前向きな対策を記載していただきたいです。

現状としては、ほとんど右側の駐車場は使われていないのですよね。

本郷委員

年に数回利用しますが、店舗前面の駐車場の下半分はほとんど利用されていない状況で、店舗の近くの駐車場に停めている方が多いです。

江成委員長

必要台数と現状にこれほど差が生じるのはなぜでしょうか。必要台数の算定になにか問題があるのでしょうか。

事務局

ホームセンターとスーパーが同じ指針の計算式で算出されているので、ホームセンターのようにスーパーなどに比べて1日の来客が多くない店舗は駐車場がそこまで埋まらないのだと思います。新規出店時は指針に従って届出しているため、このような差が生じていると考えられます。

江成委員長

基準のほうも少し考える必要があるかもしれませんね。

事務局

大店立地法の東北ブロック連絡会議において、指針の見直しについても話題に挙りましたが、変更はなかなか難しいという回答でした。

江成委員長

事業者からは指針について意見などは出ていないのですか。

事務局

新規出店時に指針台数の計算について意見をいただくことはあまりありませんが、オープン後、何年か経過してから届出台数を減少させたいという相談を受けることはあります。

また、すでに何店舗か出店している店舗については、既存類似店舗の実績から算出しているケースもあります。

江成委員長

ありがとうございます。

ただいまの件につきましては、審議対象ではなく、報告事項としますが、届出書の文言は修正していただくということにしたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【新設】ドラッグストアモリ亶理逢隈店（法第5条第1項）

江成委員長

続きまして、議題（2）大規模小売店舗立地法に基づく届出について審議を行います。はじめにドラッグストアモリ亶理逢隈店について審議を行いますので、出店者の入室をお願いいたします。

それでは届出概要について事務局からご説明願います。

事務局

※資料2に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見はございますか。

蒔苗委員

19ページに、交通協議での指摘事項があるようですが、これらについては全て対応されているということでしょうか。

設置者

こちらに記載されているものは全て協議済みとなっております。

警察署との協議においては、駐車場出入口から店舗出入口までに距離があるため、歩行者専用通路の設置が必要であるということになりました。30ページにありますとおり、出入口2から店舗入口まで、幅約1.5m程度の歩行者通路を確保しております。

当初身障者用駐車枠は1台を予定しておりましたが、2台に増設いたしました。

また、交通量調査については特に問題はないとのことでしたが、出入口1は交差点から近いことから、信号が赤のときに西進する車両が停まり、滞留長が発生すると店舗から右折で出庫することが難しいことから、誘導上は出入口2から右折で出すということになりました。出入口1には左折の路面標示をする計画です。

蒔苗委員

自転車の通行量についても記載があるのですが、これについての対策はなにかありますか。

設置者

歩道が整備されている部分は自転車の通行量も多いので、視認性を阻害するものを設置してほしくないのご指導をいただきました。フェンス等、視認性を阻害するものの設置はござい

ませんので、問題はないだろうと考えております。

蒔苗委員

懸念されている右折出庫と自転車交通が錯綜することのないように必要な注意喚起などを行うとよいと思います。

本郷委員

夜間の騒音について、自動車の走行音のみを想定し、対策されているようですが、搬出入車両の後進ブザーは昼間のみで、夜間は停止するのでしょうか。

設置者

夜間は停止します。

栗原委員

こちらの店舗はもともとドラッグセイムスさんが入っていた店舗に居抜きで入るのでしょうか。

設置者

居抜きではございません。敷地の左半分がドラッグセイムスさんで、右半分が更地の状態だったところを、ドラッグセイムスさんは建物を解体し、二つの敷地を一体として、今回この店舗を建てる計画です。

栗原委員

同じドラッグストアでも、利用するわけではなく、新たに建てるということで、店舗面積も増えているのですね。

設置者

はい。規模はかなり大きくなっております。

江成委員長

騒音の予測で、夜間は10km/h以下での徐行を促す対策を講じるとのことですが、これは場内の車両走行音が基準を上回ったということですか。場外ではないのですか。

設置者

場外の道路走行音は騒音予測に含めておりませんので、基準を超過したのは敷地内の車両走行音です。

栗原委員

届出では営業時間等が24時間になっておりますが、夜中に搬出入があるのでしょうか。

設置者

まず営業時間につきましては、医薬品登録販売者の確保が困難であるということもあり、既存店舗の多くは9時から24時で営業しております。

荷さばきについては、ドラッグストアモリの物流は時間のコントロールができるのですが、パンや牛乳のように業者の搬入になるものは時間のコントロールが難しいため、騒音の影響が小さい地域については24時間で申請しております。台数としては、早朝便で1便です。

栗原委員

早朝便1便以外の夜間搬入はないのですか。

設置者

はい。大体早朝4時頃に1台の予定です。

江成委員長

他にはよろしいでしょうか。

それでは、この件については以上で終了としたいと思います。

ロ 【新設】(仮称)クスリのアオキ岩沼藤浪店(法第5条第1項)

江成委員長

続きまして、(仮称)クスリのアオキ岩沼藤浪店について審議を行いますので、出店者の入室をお願いいたします。

それでは届出概要について事務局からご説明願います。

事務局

※資料3に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見はございますか。

小林委員

遮音フェンスの位置の確認ですが、遮音フェンス①のところで、西側の住居との境界の2箇所ということによろしいですか。

設置者

遮音フェンスは、81ページの図面の、店舗左下の遮音フェンスと記載されているものだけです。西側のフェンスについては目隠しフェンスになっております。

小林委員

緑地の北側は土か何かでしょうか。

設置者

舗装する予定です。

蒔苗委員

出入口2から右折出庫を想定されておりますが、交差点の滞留が長くなった場合、かなり入りづらくなるのではないかと思いますので、どのような対策を検討されていますか。

設置者

開店時、誘導員を配置しますので、どの程度影響がでるのか、状況を見て検討したいと思います。現状は並んでも5、6台程度ですので、右折出庫についてはそこまで大きな影響はないかなと考えております。

蒔苗委員

現状は、出庫車が入り込める程度ということですか。

設置者

はい。もし入り込めないようでしたら、誘導員が止めて右折させることもあるかもしれませんが、現状は安全に出庫できると考えております。

蒔苗委員

状況によっては出入口1から右折させることも考える必要が出てくるかもしれませんね。

設置者

開店してみないと分からないこともありますので、開店後状況を見て対応させていただきます。

蒔苗委員

10トン車での搬入が計画されておりますが、道路の幅がかなり狭く、向かい側が水路であるため、曲がるのが大変そうですが、そこは問題ないと考えてよろしいでしょうか。

設置者

搬入業者さんは長距離で働いている方なので、あまり問題はないものと考えております。

また、10トン車については、営業時間中は搬入せず、営業時間外の搬入を計画しております。毎日来るものではなく、週に何日か限られた商品を運んでくる時のみなので、常に出入りしているものではありません。

蒔苗委員

計画上は朝の1台のみとなっているので問題はなさそうですね。

路肩がなくて出入りが大変そうだなと少し気になりました。

小林委員

閉店後はチェーンなどで駐車場を閉めるのでしょうか。

設置者

閉店後はチェーンで封鎖します。

江成委員長

廃棄物の保管施設が店舗の中に1つ設けられておりますが、これはなにか意図があるのでしょうか。屋外に設置するケースが多かったので少し気になりました。

設置者

種別ごとに分けており、外にはビン・カンなど小さいもの、屋内にはダンボールなど大量に出るものを保管する計画です。

小林委員

交通予測で、⑦方面を西に誘導して右折入庫にしていますが、この誘導になにか理由はあるのでしょうか。4号線に出て左折入庫させるほうが自然なのかなと思いました。

設置者

実際には4号線を通って来店する方もいると思いますが、西側の住民の方々が多いと思いますので西側からの来店を主と考えて経路を設定しました。

本郷委員

自動二輪置場が敷地の北西の角にあります。自動二輪は動作の音が大きく、住宅への影響があるのではないかと思います。この位置にした理由はあるのでしょうか。敷地の東側だとバイパスも近いのであまり影響がなく、良いのかなと思ったのですが。

設置者

店舗の前面と、敷地の北西の角，2箇所に駐輪場を設けております。店舗の前面に自動二輪置場を設けてしまうと，入りづらかったり，他のお客様との接触の危険性があつたりするため，今回はこの北西の角に設定いたしました。

本郷委員

もし騒音的な苦情が寄せられた場合には，考慮していただければと思います。

江成委員長

台数としては店舗の東側の駐輪場のほうが多いので，普段そこまで利用されないようなら，対応は可能かと思えます。よろしくをお願いします。

他にはよろしいでしょうか。

それでは，この件については以上で終了としたいと思います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ 【変更】(仮称)クスリのアオキ古川駅東店

江成委員長

続きまして，議題(3)の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案についてです。(仮称)クスリのアオキ古川駅東店の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料4に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について，ご質問，ご意見はございますか。

江成委員長

通学路に指定されるということは，車両に何か義務が課せられるなど，そういったことはあるのでしょうか。

事務局

規制等はなく，注意喚起なのかなと思います。

江成委員長

指定の手続きはどのような流れなのでしょうか。道路交通法上も特段それに関する規定はな

いのでしょうか。

事務局

標識があるので、警察が関係しているかと思いますが、それによって交通上の効力があるのかというところについては調べさせていただきたいと思います。

江成委員長

事業者が何に注意しなければいけないのかを把握できたほうが良いと思います。
他にはいかがでしょうか。

小林委員

図面に斜線が多く引かれておりますが、敷地周りの斜線は緑地ということでよいのでしょうか。
また、出入口付近の斜線は入口のエリアを表したものですか。

事務局

はい、そうです。

小林委員

駐輪場の斜線はコンクリートをうつということで、その左側は白線を入れるのでしょうか。

事務局

ラインは引くとのことでした。

江成委員長

それではこの件は説明のとおりに進めていただくということにしたいと思います。

(4) その他

江成委員長

本日の議題については以上です。その他何かありましたらご発言をお願いします。

事務局

※資料5に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。なにかご質問などはございますか。

蒔苗委員

実証実験ということなので、富谷市で利用実態の調査を行っているのでしょうか。

事務局

登録して利用するシステムではないようなので、今後利用実態調査を行うかは不明ですが、何かしらデータは取らなければいけないと思います。

事務局

ここはバスの始発からは少し離れているため、すでに乗車している人がおり、ここから乗ると座るのは難しい状態です。始発から近いと実効性も高いと思うのですが。

栗原委員

明石台から泉中央までは自転車で行ける距離なののでしょうか。バスの利用が不可欠な距離でしょうか。

事務局

将監トンネルの上を通る必要があるのですが、電動自転車ですと余裕があると思います。普通の自転車であっても30分くらいで行けるとは思います。

江成委員長

まちづくりとしては重要な施策だと思います。ありがとうございました。
それでは他になにかございましたらお願いします。

事務局

※次回の日程及び任期について説明

江成委員長

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。次回は3月中旬から下旬の開催予定ということですのでよろしくお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。